

# 社会福祉法人大分県遺族会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人大分県遺族会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。（別表4参照）

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事（職員兼任理事は含まない）の報酬総額は、年間20万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 理事に対する報酬は、理事会への出席及び理事長の命による職務執行の都度、別表1：理事報酬表に定めるとおりとする。
- 4 監事に対する報酬は、別表2：監事報酬表に定めるとおりとする。
- 5 評議員に対する報酬は、評議員会への出席及び理事長の依頼による職務執行の都度、別表3：評議員報酬表に定めるとおりとする。
- 6 役員及び評議員の職務執行に伴う交通費の額は、別表4：交通費算出表により算出した額とする。

(改正)

第5条 本規程を改正する場合は、評議員会の議決で承認を得なければならぬ。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

令和元年6月1日

常勤理事設置による規程改正。

附則

令和3年7月1日

常勤理事廃止による規程改正。

別表1：理事報酬表

区分	報酬額	交通費
理事会出席報酬	3,000円	
理事勤務報酬等	3,000円	実費払い

別表2：監事報酬表

区分	報酬額	交通費
監事監査報酬		
4時間以内	3,000円	
4時間以上	6,000円	実費払い
理事会出席報酬	3,000円	
評議員会出席報酬	3,000円	

別表3：評議員報酬表

区分	報酬額	交通費
評議員会出席報酬	3,000円	
評議員勤務報酬等	3,000円	実費払い

別表4：交通費算出表

鉄道賃				バス賃	車賃
旅行運賃	急行料	特別急行料	座席指定料金	船賃	航空賃
乗車に要する運賃	普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上のもの。	特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 km 以上のもの。	座席指定料金を徴する列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上のもの。	現に要した実費	走行距離1kmにつき50円とする。但し、路程に1km未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとする。